

「出来高部分払方式」平成13～15年度 試行工事フォローアップ結果 (中間とりまとめ)

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター

みぞぐち ひろき
建設システム課長 溝口 宏樹



はじめに

「出来高部分払方式」の平成13～15年度試行工事(116件)について、受発注者双方へのアンケートによるフォローアップを行い、このうち、平成16年3月末までに工期末を迎えた85件の工事について、その結果をとりまとめましたので、概要を紹介します。



「出来高部分払方式」とは

諸外国の公共工事では、短い間隔で出来高に応じて工事代金を支払う方法が一般的です。これに対し、我が国の公共工事では、前払金(国の場合40%以内)と完成払の2回の支払が通例となっています。このような状況下で、工事代金の支払や

設計変更協議に関しては、①受発注者間で技術的に切磋琢磨する機会が少なく意思疎通が疎遠になりがちな問題、②設計変更案件の精算を行う場合の片務性の問題、③工事の進捗に応じたコスト管理意識の問題、④元請下請間でのキャッシュフローの問題、などが指摘されており、「支払の回数が少なく間隔が長いこと」や、「工期末にまとめて設計変更案件の精算を行うこと」が、これらの一因となっているのではないかと推察されます。

「出来高部分払方式」は、このような課題を踏まえ、支払の回数が少なく間隔が長く、工期末にまとめて設計変更協議を行う現行方式から、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性および質の高い施工体制の確保を目指すものです(図1、2)。

国土交通省では、平成13年3月から、2件の工

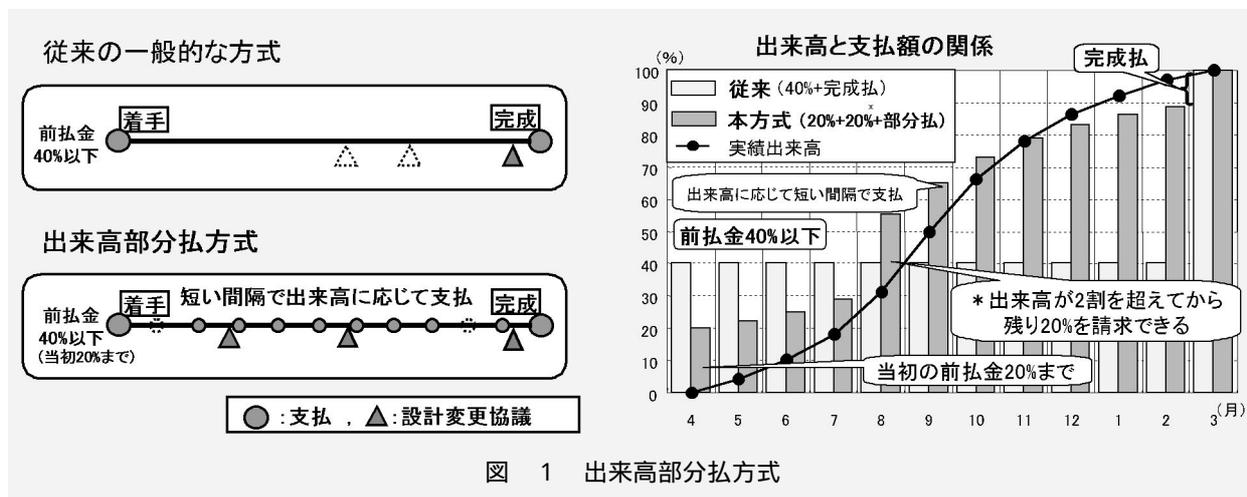


図 1 出来高部分払方式

「出来高部分払方式 試行実施要領」の概要

—ポイントのみ要約—

①部分払の頻度

毎月、請負者が出来高に応じて部分払を請求できることとする。ただし、毎月漏れのない請求を義務付けることはせず、請負者が工種や工区の区切りに留意し請求できるようにする、また、請求日を月末に統一する。

②前払金

現行の前払金の率40%は基本的には変えないが、着手時は20%までとし、出来高が2割を超えてから残り20%を支払うこととする。

③下請への支払に対する指導

下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形(90日以内)で支払うよう、発注者は請負者を指導する(現場説明書等の指導事項に記載)。

④設計変更協議

指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象か否かを受発注者双方で確認する。

⑤既済部分検査

既済部分検査では、出来形を重点的に検査し、品質等については主として監督職員が実施したものを検査職員が確認することをもって検査するなど、迅速化・効率化を図る。なお、検査職員の任命にあたっては、検査の重複を極力避けるため、出来る限り同一の検査職員を任命するものとする。

⑥単価等の合意

以後の部分払の請求に対する請負代金相当額の算定、決定がより円滑にできるように、契約当初に単価等の合意を行っておくことを推奨するものとする。

⑦効果等の把握(フォローアップ)

本方式の試行にあつては、本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。

図 2 試行実施要領の概要

事で初めて試行を開始し、平成14年8月には、この結果を踏まえて統一的な試行実施要領を定め、工事件数を大幅に増やし全国各地で試行を展開しています。そして、この試行工事のフォローアップを通じて、出来高部分払方式の効果・課題を明らかにするとともに、この方式をより効果的・効率的に実施していくための改善策の立案を行っています。

3

平成13～15年度試行工事の概要

平成13～15年度に発注した試行工事116件のうち、平成15年度末までに工期末を迎え完成した85件の工事の内訳を見ると、以下の特徴があります。

【工期】

12カ月超が14%(12件)、12カ月以下が86%(73件)。

【契約金額】

3億円以上の工事が17%(14件)、3億円未満の工事が83%(71件)。

【部分払の実施回数】

3回以上実施した工事が20%(17件)、2回実施した工事が35%(30件)、1回実施した工事が45%(38件)。

このように、これまでの85件の工事は、工期の長い工事や金額の大きい大規模な工事、部分払の実施回数の多い工事の割合が少ないため、結果の評価の取り扱いには、留意が必要と考えられます。平成16年度も継続中の残りの31件の工事のうち18件は、12カ月を超える工期の長い工事であり、今後は、特に、工期の長い工事や部分払回数の多い工事にも着目した分析・評価を行っていくことが必要です。

4

フォローアップで得られた主な効果

フォローアップの方法は、85件の各試行工事において、発注者、受注者双方へのアンケートを中心に行っています。アンケートは、発注者側では、監督員、積算担当者、検査官、経理担当者を対象者とし、受注者側では、元請(現場代理人、経理担当者、経営者)、下請を対象者として実施しました。

出来高部分払方式により期待される効果と課題、今回のフォローアップで得られた主な効果・課題のポイントは、図3のとおりです。

(1) より双務性の高い設計変更

発注者側19%、請負者側25%が、設計変更協議を随時実施することで設計変更に関するリスクを回避できるようになったと回答しています。このうち、協議回数が従来より増えた場合で見ると、設計変更案件を巡るリスクの回避ができたという意見は、特に請負者側で42%と多く得られました。

(2) 受発注者のコスト意識の向上

発注者側27%、請負者側51%が、出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程で、工種ごとのコスト意識が向上すると感じており、請負

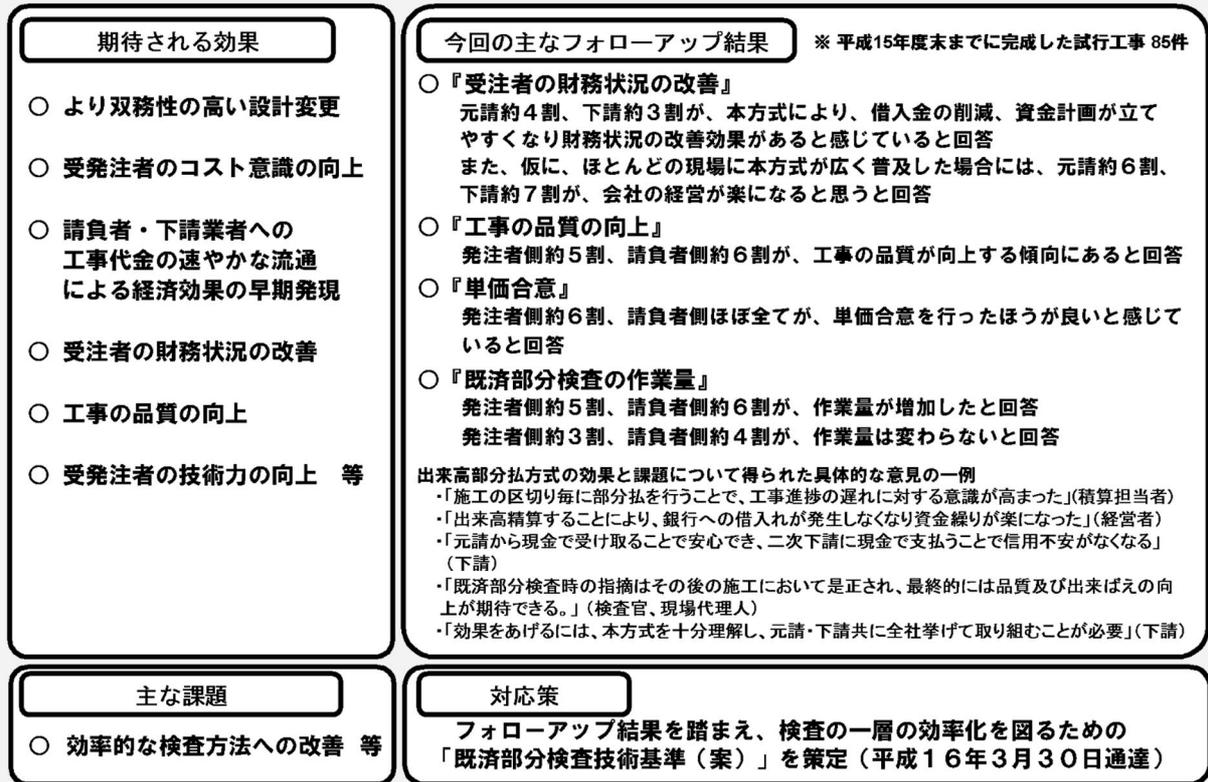


図 3 出来高部分払方式の主な効果・課題

者側でその傾向が多く見られます。

- (3) 請負者・下請業者への工事代金の速やかな流通による経済効果の早期発現

下請への支払形態について、従前から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた者を対象にすると、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったなど下請への支払を改善したとの回答は、元請34%、下請16%でした。

- (4) 受注者の財務状況の改善

元請44%、下請29%が、本方式の実施により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなるなどの財務状況改善の効果があると感じています。また、仮に、ほとんどの現場で短い間隔で支払が実施されれば、元請60%、下請66%が会社の経営は楽になると思うと回答しており、本方式が広く普及することによる財務状況改善への期待感がうかがえます(図 4)。

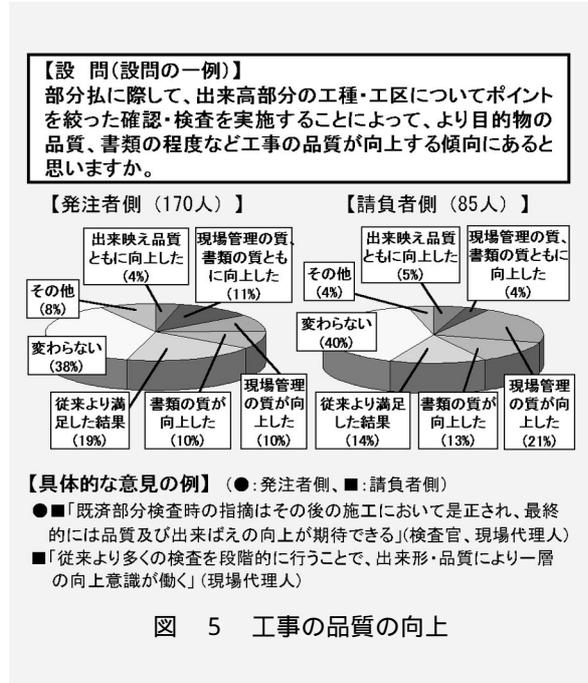
- (5) 工事の品質の向上

部分払の対象となる工種・工区について、段階



図 4 受注者の財務状況の改善

的にポイントを押さえた検査が行いやすくなり、その結果が以後の施工にも生かされることから、発注者側54%、請負者側57%が、目的物の品質、書類の程度など、工事の品質がより向上する傾向にあると回答しており、受発注者とも、半数以上が効果を感じています(図 5)。



(6) 受発注者の技術力の向上

発注者側32%、請負者側45%が、随時行われる設計変更協議や既済部分検査等を行う過程・積み重ねにおいて、技術的な向上があると回答しています。発注者と受注者とが議論する場、互いに切磋琢磨する機会が増えることにより、受発注者相互の技術力が磨かれ向上する面があることがうかがえます。

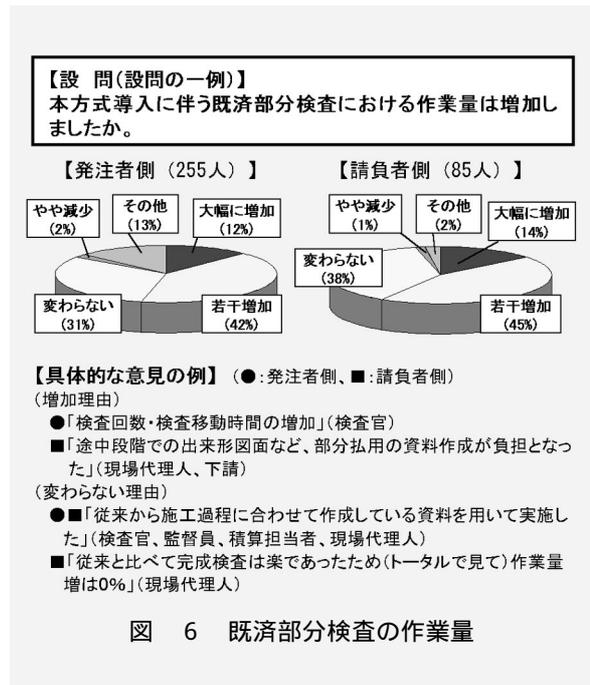


フォローアップで得られた主な課題

(1) 既済部分検査の作業量

部分払回数に応じた検査回数の増加や受検準備作業の増加など、既済部分検査を実施する段階での作業量が増加したという回答が、発注者側54%、請負者側59%でした(図 6)。具体的な意見をみると、工種の途中段階での出来高に関する資料作成に関する負担などが挙げられています。

一方、作業量は変わらなかったという回答が、



発注者側31%、受注者側38%でした。請負者側には、「従来と比べて完成検査は楽であったため(トータルで見て)作業量増は0%」という意見も複数あり、作業が工期中で平準化され効率化が図られる側面もあると見られます。

本方式では、部分払の回数に応じて既済部分検査という手順が加わるため、既済部分検査をいかに効率的に実施できるかが、本方式の定着を左右する大きな要素であると考えられます。

(2) 部分払の頻度(請求の時期)

部分払の頻度(時期)は工種・工区の区切りがよいとする意見が、発注者側52%、請負者側49%と最も多く得られました。より効率的な部分払の請求・検査等を可能にするには、工種・工区といった一定の区切りを、うまく利用するか、適度に設けるかが一つの効率化策であると考えられます。

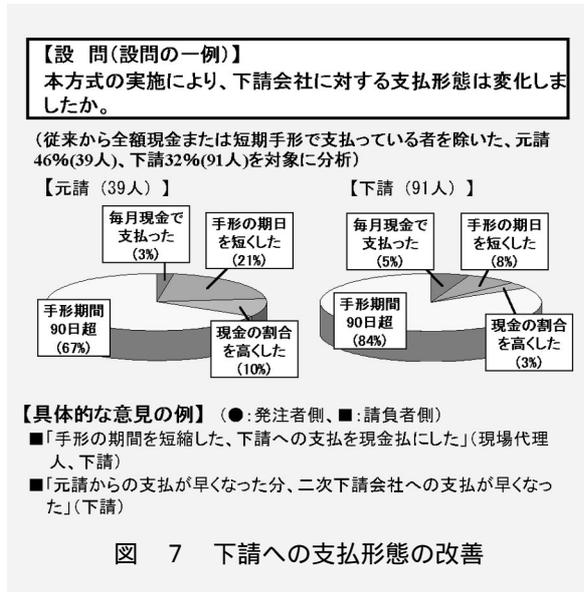
(3) 単価合意

部分払の金額の算定・決定がより円滑にできる利点があると考えられますが、これまでに実施した工事は85件中8件にとどまっています。しかしながら、発注者側58%、特に、請負者側は98%とほぼすべてが単価合意を行ったほうがよいと回答しており、部分払の単価や、後に設計変更が生じた際の変更金額の算定・決定がより円滑にできる

ことに対する期待感が現れていると見られます。

(4) 下請への支払形態の改善

毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったなど、下請への支払を改善したとの回答は、これまで元請34%、下請16%にとどまっています(図7)。



試行実施要領には、「一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で支払うよう指導する」と規定されているものの、実施要領どおり試行されていないケースが多いことを示しています。

「効果を上げるには、本方式を十分理解し、元請・下請共に全社挙げて取り組むことが必要」との意見(下請)もあり、受発注者双方への本方式の主旨の一層の周知、指導の徹底を行い、浸透を図っていくことにより、あらゆる下請を含めた工事代金の速やかな流通といった効果が高まっていくものと考えられます。

6 今後に向けての改善策と対応状況

フォローアップ結果を踏まえ、以下に、今後に向けての改善点と対応状況を挙げます。

- (1) 既済部分検査に対する作業負担が多いとの意見に対応し、検査方法や検査内容の効率化が必要

品質管理項目の絞り込み等を行い検査の効率化を図った「既済部分検査技術基準(案)」を策定・通達し、平成16年4月1日以降、適用を開始しています。

- (2) 出来高の対象・取り扱いをできる限り明確にし、取り扱いについての効率化を図ることが必要

出来高の取り扱いについて、平成16年度に方法案をとりまとめる予定です。

- (3) 出来高確認のための資料については、日常管理で作成する資料の有効活用を推進

既済部分検査技術基準(案)にも位置付けました。引き続き今後も周知徹底を図っていくこととしています。

- (4) 出来高の確認・算定が容易な方法を立案

あらかじめ支払対象とする出来高(目標値)を設定しておき、その出来高を超えたと判断した段階で目標値分の出来高を支払う「マイルストーン方式」について、海外事例の調査を行う予定です。

- (5) 支払事務の効率化を検討

引き続き検討を実施することとしています。

7 おわりに

今後、出来高部分払方式について、より効果的・効率的な実施方法の確立を図っていくためには、受発注者双方が、出来高部分払方式の主旨をよく理解し、現場での実践の中でさまざまな工夫をしていただきながら、効果や課題を一層明確にし、より良い方法を見出していくことが重要です。

これまでのところ、工期の長い工事や部分払回数が多い工事の割合が少ないため、今後は、特に、工期の長い工事や部分払回数の多い工事にも着目し、平成16年度以降も試行が継続中の工事についてフォローアップするとともに、試行結果の分析・評価を行い、出来高部分払方式の本格導入について検討していく予定です。